

飲食店は原則屋内禁煙です



受動喫煙防止対策として必要な措置があります。
違反者には、健康増進法により罰則（最大50万円の過料）が科されることがあります。

全ての飲食店の経営者がすべきこと

- 灰皿、スモークテーブル等の喫煙器具・設備の撤去
- 喫煙できると誤認させているような標識の除去

喫煙室を設置している飲食店の経営者がすべきこと

- 基準(※1)を満たす喫煙室を設置
- 標識を施設入口と専用室入口に掲示
- 20歳未満の従業員を立ち入らせて業務をさせない
- 20歳未満の者を喫煙場所に案内しない

※加熱式たばこも、紙巻たばこ同様に**原則屋内禁煙**です。屋内では喫煙場所以外での喫煙はできません。

屋内に設置できる喫煙場所

	喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
				
喫煙	○ 可能	△ 加熱式たばこに限定	○ 可能	○ 可能
飲食等	✕ 不可	○ 可能	○ 可能 (主食を除く)	○ 可能
設置可能な範囲	施設の一部	施設の一部	施設の全部、または一部	施設の全部、または一部
設置可能な施設	一般的な事業者	一般的な事業者 (経過措置)	喫煙目的施設に限定	既存特定飲食提供施設 (経過措置)(※2)

(※1) 喫煙室の技術的基準

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、**0.2m毎秒以上**であること。
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、**壁、天井等**によって区画されていること。
- ③ たばこの煙が屋外又は**外部の場所に排気**されていること。

(※2) 既存特定飲食提供施設の条件

- ① **2020年4月1日時点で、現に存する**飲食店であること。
- ② 中小企業基本法における定義などから**資本金5,000万円以下**であること。
- ③ **客席面積100㎡以下**であること。

令和6年度

受動喫煙防止対策を進めるための支援

● 財政支援（助成金）

詳しくは

[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備の整備の際に、その費用の一部が助成されます。

生衛業受動喫煙防止対策助成金

上記助成金の対象とならない生活衛生関係営業（生衛業）の事業主のうち、労働者災害補償保険法施行規則に基づく受動喫煙防止対策助成金を受けることができない事業主を対象に助成されます。

● 技術的支援（相談）電話番号：050-3537-0777

受動喫煙防止対策に係る相談支援（相談費用は無料）

労働衛生コンサルタント等の専門家が、個別に、現在の喫煙状況や事業内容、建物の構造等の職場環境に応じた適切な対策ができるよう助言し、上記助成金の申請時の相談に応じます。



受動喫煙防止対策に関する相談窓口

相談窓口	管轄区域	電話番号
県国保・健康増進課	長崎県（長崎市・佐世保市を除く）	095-895-2499
西彼保健所	西海市、長与町、時津町	095-856-5059
県央保健所	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	0957-26-3306
県南保健所	島原市、雲仙市、南島原市	0957-62-3289
県北保健所	平戸市、松浦市、佐々町	0950-57-3933
五島保健所	五島市	0959-72-3125
上五島保健所	小値賀町、新上五島町	0959-42-1121
壱岐保健所	壱岐市	0920-47-0260
対馬保健所	対馬市	0920-52-0166
長崎市健康づくり課	長崎市	095-829-1154
佐世保市健康づくり課	佐世保市	0956-24-1111

<長崎県公式ウェブサイト>

長崎県 受動喫煙対策



<厚生労働省特別サイト>

なくそう！望まない受動喫煙



受動喫煙の防止は「長崎県健康づくり応援の店」への第一歩

長崎県では、県民の皆様の食生活改善や健康づくりのお役に立つよう店内禁煙と野菜たっぷりメニューや減塩メニュー等の提供に取り組まれている飲食店や惣菜店などを「長崎県健康づくり応援の店」として登録し、ご紹介しています。

受動喫煙の防止に取り組み、お客様の健康づくりをお手伝いしてみませんか？ 詳しくは、[長崎県ホームページ](#)をご確認ください。

「毎月8日は 減塩・野菜の日」

